

ブライダルコンテンツとして製作された記録用ビデオにおける
著作権法第30条の2の適用に係る判断基準について

著作権法30条の2（いわゆる「写り込み」）に該当するには、次の二つの要件をいずれも満たしている必要があります。

- ① コンテンツの製作に当たり、本来の撮影対象と分離困難なため付随して対象となる著作物であること。
- ② 製作されたコンテンツにとって軽微な構成部分となるものであること。

想定される事例

事例	許諾要否	理由
入退場、ケーキ入刀、余興等の各演出場面が収録された映像において背景で流れる楽曲やプロフィール紹介のビデオ上映、エンドロールのビデオ上映等が収録された映像において上映とともに流れる楽曲	要	<ul style="list-style-type: none">・これらの場面で流される楽曲は、通常、会場の雰囲気づくりに貢献し、演出効果を高めることから、これらの場面の重要な要素といえる。・映像製作事業者がコンテンツを製作するに当たっては、会場の雰囲気や演出効果を余すところなく収録するものと考えられる。そうすると、これらの場面で流される楽曲は、コンテンツの製作に当たっても、これらの場面の重要な要素となる。本来の撮影対象事物であるこれらの場面は、複数の重要な要素が組み合わさって成り立つものであるため、楽曲も、本来の撮影対象事物そのものと評価できる。・これらの場面で流される楽曲は、製作されたコンテンツにおいても、重要な要素となるため、軽微な構成部分とはならない。・したがって、要件①②ともに満たしておらず、著作権法第30条の2（いわゆる「写り込み」）に該当しないものと考えられるため、許諾が必要な利用として取り扱う。
出席者が歓談している様子や出席者がカメラに向かってお祝いの言葉を述べている様子が収録	不要 (条件付き要)	<ul style="list-style-type: none">・これらの場面において背景で流れる楽曲は、演出効果を高める意図をもって使用され、演出上、重要な要素となる場合や、演出上、重

<p>された映像において背景で流れる、楽曲の判別が可能な楽曲</p>		<p>要な要素とはならない場合でも新郎新婦の意図に基づくなどして敢えて撮影対象に含めることとしている場合を除き、本来の撮影対象である歓談等の様子に付随したものであり、要件①を満たす。</p> <ul style="list-style-type: none"> • そのような場合には、製作されたコンテンツにおいても、その楽曲が重要な要素となる可能性は低いと考えられるため、要件②を満たす可能性が高い。 • したがって、基本的には、著作権法第30条の2（いわゆる「写り込み」）に該当する可能性があるため、当分の間、許諾が不要な利用として取り扱う。 • ただし、収録された楽曲が、演出上、重要な要素となり、本来の撮影対象事物と評価できる場合には、要件①を満たさないため、許諾が必要な利用として取り扱う。 • 収録された楽曲の判別が可能であって、かつ、楽曲の収録時間がビデオ全体から見て大きな部分を占めるような場合には、要件②を満たさないため、許諾が必要な利用として取り扱う。
<p>出席者が歓談している様子や出席者がカメラに向かってお祝いの言葉を述べている様子が収録された映像において背景で流れる、楽曲の判別が困難なほど不鮮明に収録された楽曲</p>	<p>不要</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 楽曲の判別が困難なほど不鮮明な収録の場合には、本来の撮影対象である歓談等の様子に付随したものとして、要件①を満たし、かつ、製作されたコンテンツにおいて、重要な要素とはなり得ないため、要件②も満たす。 • したがって、著作権法第30条の2（いわゆる「写り込み」）に該当するものと考えられるため、許諾が不要な利用として取り扱う。 • 楽曲の判別が困難な場合には、そもそも楽曲の複製に当たらない場合もある。